

経済構造実態調査検討会 製造業分科会（第3回） 議事概要

- 1 日時** 令和2年12月15日（火）10時00分～11時30分
- 2 場所** Web会議による開催
- 3 出席者** 委員等：廣松座長、菅審議協力者、宮川審議協力者、鈴木審議協力者*、土屋審議協力者*
- 内閣府：尾崎経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長
総務省：植松政策統括官付統計審査官併任統計局事業所情報管理課長
統計局統計調査部：井上統計調査部長、江刺調査企画課統計調査研究官、上田経済統計課長、八木経済統計課課長補佐
経済産業省：吉田大臣官房調査統計グループ統計企画室長、荒川構造統計室長、鈴木構造統計室参事官補佐、馬場構造統計室参事官補佐
- ※ヒアリングのため、座長により株式会社日経リサーチ、株式会社インテージリサーチから招聘

4 議題

- (1) 包摂後の工業統計調査の実施方針（案）等について
- (2) その他

5 概要

- ・工業統計調査の経済構造実態調査への包摂に関し、調査対象範囲、地方公共団体からの意見に対する対応方針及び調査実施方針案について、概ね了承された。

6 主な意見等

<調査範囲について>

- ・民間事業者の見積りも踏まえ、またフィージビリティの観点から出荷額上位90%を取るという方針は妥当であろう。
- ・調査対象抽出の考え方として、過去はビジネスレジスターが整備されておらず、出荷額ベースの抽出が困難であったために、代理指標として従業者数ベースの抽出をせざるを得なかったものと認識している。出荷額を推計するのであれば当然出荷額ベースの抽出の方がふさわしく、結果として調査対象事業所数が減少することは調査効率の改善となり、妥当である。従業者数については多少誤差が出てしまうかもしれないが、年次SUTであれば従業者数は使用しないため、問題ないと考える。
- ・従来は従業者数4人以上で裾切りしていたが、出荷額ベースの抽出にすることで従業者数が1人の事業所でも調査対象になりうる。これにより従業者数では小規模ながら出荷額が多い事業所を捉えることができるようになり、良い変化である。
- ・カナダでは、出荷額ベースの調査対象抽出を行っているが、出荷額規模により抽出する他、例えばある製品が1つの事業所でしか生産されていない場合には、出荷額規模

に関係なく当該事業所を必ず調査対象とするような特殊な層を設定している。SUT の視点に立つと、こうした特殊処理は有効で、単一製品のみを生産している事業所を調査対象に入れておくことなど、新しい方法に移行する時期の保険的措置として検討してはどうか。

→産業細分類まで出荷額シェア上位 90%を抽出するため、品目別に見ても調査対象はカバーできると認識しているが、実査までにデータも確認していきたい。

- ・出荷額ベースの抽出とすることは大いに賛成。ただ、特に製造業では、産業転換する事業所数が一定数あると思われるが、直近調査結果による格付変更が名簿に反映されることで、産業転換した事業所が次回調査では調査対象外となり、仮に実態として元の産業に戻っていたとしても次回の経済センサスまで調査されないまま、という事象も考えられる。

→ご指摘の可能性はあるものの、製造業内部での産業転換であれば、代替りの事業所が調査対象となったり、規模がある程度大きければ引き続き調査対象として抽出されるなどするため、全体としては十分にカバーできると想定している。なお、製造業から他産業へ転換した場合は、DB 上でしかその後の産業転換の情報が把握できないが、中間年調査の限界が一定程度あると認識している。

→たしかに産業大分類・中分類・小分類・細分類それぞれで出荷額シェア上位 90%を抽出すれば、全体の出荷額の 90 数%のカバー率にもなるようなので、問題ないかもしれないが、大きな影響がないかは確認した方がよい。

<都道府県、市区町村からの主な意見への対応について>

- ・全国抽出は賛成だが、地域によって抽出率に差が出る可能性もあり、極端に抽出率が低い地域がないか確認した方がよい。
- ・都道府県によっては、独自で付帯調査を行っているところもあると聞いている。工業統計調査包摂によってもそうした付帯調査が行われるかどうかは未定だと思うが、そのような観点からも検討するとよい。

<調査実施方針案について>

- ・公表スケジュールの早期化等、今回提示の案について特に異論はない。調査票やより具体的な方針については次回の分科会で提示いただきたい。
- ・包摂後の公表について、調査対象事業所数が減少することにより秘匿が増え、疑義照会や審査に労力を費やしたデータが公表されない可能性を懸念している。

→調査対象事業所数は減少するが、調査対象外の事業所については推計個票として集計するため、従来と同様の公表が可能で、秘匿箇所も同程度と想定している。

<その他>

- ・調査が軌道に乗るまで少なくとも 10 年はかかる。当初の見込みどおりにいかない部分が出てくることも、想定しておくことは必要。

→包摂後の調査を実施しながら、記入状況等を踏まえて、引き続き調査の改善も検討していきたい。

- ・地方公共団体が実施している本審査まで国直轄となるが、審査基準や方法等が地方公共団体ごと、場合によっては客体ごとに異なっていることもあった。同一基準・マニュアルを適用することは当然だが、一律の基準を適用した結果、統計の連続性に影響する可能性はある。

- ・従来の母集団名簿では同一の社名・住所を根拠に、同一法人と名寄せされていた客体が、法人番号で識別され、別法人と判明するようになった。それだけでなく法人と事業所の紐づけが複雑になり、登記と営業実態が一致しない例も多い。除外登記せずに残すメリットがあるため、実態は廃業・休眠でも調査対象として名簿にある。さらに、一つの事業を複数の法人で使い分けたり、一方だけ休眠にしたり、主業を廃業・休眠し本業以外を経営するなど、個別的で未知だった実態が判明した。そもそも客体が企業譲渡と事業譲渡を区別して認識しておらず、廃業の報告でも別経営者が存続や、本業以外で名目的に残存という例もある。しかもこれは小規模法人だけではない。今後、可能であればそのような内容も共有していきたいと考えている。

○ 次回の開催日程については令和 3 年 1 ～ 2 月を目途に別途相談。

以上